

令和 5 年 6 月 会 議

第 36 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和5年6月26日(月)

開催の場所 議会棟全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号10番	栗原良晴
議席番号3番	笠間保一	議席番号11番	橘川利一
議席番号4番	細谷則子	議席番号12番	加藤栄三
議席番号5番	見上智	議席番号13番	新倉賢一
議席番号6番	多田平雄	議席番号14番	古塩貞夫
議席番号8番	比留川晴雄		

欠席委員

出席推進委員

第1地区担当 高橋重雄
第2地区担当 内藤昭宏

欠席推進委員

第3地区担当 志澤輝彦

傍聴人 5名

提出した議案

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請事案
議案第29号 農用地利用集積計画決定事案
議案第30号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
報告第5号 専決処分等について

議決事件及賛否の数

別紙記載のとおり

議 事 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山 豊
次 長	三 枝 利 行
総 括 副 主 幹	森 山 由 起 子
主 事	鈴 木 孝 治
主 事	小 林 優

9時30分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。（会長挨拶）

ただ今より第36回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日、第3地区志澤推進委員におかれましては、所用のため欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は13名、推進委員は2名でございます。

定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますので、御報告いたします。

なお、本日は傍聴の申し出が5名からありましたので、綾瀬市農業委員会傍聴規則に基づき傍聴の許可をいたしますのでご報告いたします。それでは、傍聴人に入場していただきます。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。

本日は、2番 比留川委員、3番 笠間委員のご両名にお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（森山総括副主幹）（諸般の状況報告及び今後の予定報告）

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。

当日総会分を申し上げます。法第5条許可申請1件 4,731.81平方メートル、農用地利用集積計画決定11件 11,005.92平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明2件 1,570平方メートル、法第4条届出1件 2,826平方メートル、法第5条届出3件 1,105.07平方メートル、法第18条通知等2件 1,946平方メートル、合計20件 23,184.80平方メートルでございます。

なお、右側の欄に今年の場合累計を記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。

本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号8番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号8番でございます。

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[REDACTED]外5筆、地目宅地及び山林並びに畑、現況 畑、地積合計 4731.81 平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（[REDACTED]君）私、[REDACTED]の[REDACTED]と申します。よろしくお願います。弊社は、[REDACTED]、JRの[REDACTED]という[REDACTED]から歩いて5分ところに事務所を構えて営業しております。平成30年に操業して、今年11月で5年になります。業務内容としましては、同業者や弁護士さんの事務所、ハウスメーカー様からの照会が多く、一般のお客様の仲介は割と少ない感じでございます。今日も簡単に売買出来ないような、相続、立ち退き、空き家問題とか、あと今回は、市街化調整区域の売買、再建築が出来ないなど、普通の不動産会社が手を出しにくいような不動産、ちょっと難しい癖のある調査も主に扱い、地域に少しでも貢献できるよう営業しております。引き続きよろしくお願いたします。

では、今回の農転の申請についての質疑に対する回答をします。

1 転用を行う理由と、この地を選定した理由についてです。申請人である[REDACTED]とは、平成27年操業、現在は綾瀬市の指定業者であります。道路の操業でBランク、一般土木でCランクでございます。しかしながら、賃貸人のほうから、現在の資材置場について、立ち退きの相談があり、急遽、綾瀬市内で同規模の、土地を有する資材置場を探す必要が生じてしまいました。探すに当たりまして、条件面では道路幅が十分に確保出来ていること。幹線道路にもアクセスがよく、資材置場、駐車場置場として、適切な配置ができるような場所でないといけないことから、難航しておりました。

今回の申請地は、本社から車で6分厚木街道からも車で5分、東名高速道路、綾瀬スマートインターチェンジまで車で5分と、活動エリアへのアクセスなどの利便性もよく、効率化が図れ、事務所からの利便性、かつ周辺には住宅も比較的少なく、前面道路も5メートル以上の公道に面しており、建設用大型車両の搬出中に、十分な道幅であること。

現在使用している敷地と同程度の面積、約3,600平米以上を有し、弊社保有の車両が適切に配置できる場所であります。また、その条件を満たすだけでなく、地権者の同意も得られた物件で、綾瀬市内で3,600平米以上の土地はここだけであり、これ以上条件に合致するものはなく、転用を申請するものであります。

2 土地利用計画及び施設の概要について、全体敷地の平たん部分のみを利用する計画となります。車両の出入口は、公道部分の歩道を約10メートル切下げ、進入路とします。

敷地内は転圧砂利敷とし、敷地内の雨水などは、敷地内で処理すると綾瀬市の決まり事があるので、土木部と協議指導のもと、浸透柵と浸透管の接道をし、雨水などの流出対策をする予定です。

3 転用計画と周辺への防除対策について、申請人において保有する特殊車両を含めた車両数は41台、今後購入予定車両は10台、舗装の路盤を形成する砕石、砂利、砂など、現場で使用する資材、看板、標識、ガードフェンス、電気、ガンマーなどの資材が効率よく置けることができる駐車場及び資材置場となります。配置については、土地利用計画図に記載のとおりになります。防除対策については、敷地内には、大型車を初めとする特殊車両が多く配置されることから、境界には単管パイプを接続し、柵条痕を強固に固定し、隣地境界から1メートルは空地とし、隣地への影響がないようにします。

4 工程及び工期並びに工事期間中の安全対策について、工期は、許認可後60日間を予定しております。工程につきましては、伐採と整地に約1週間、外周の単管パイプの柵の設置、浸透管、浸透柵の設置に約2週間、整地、転圧工砕石均一敷、通路トラロープの敷設2週間、歩道切り下げ工に約2週間、その他、天候その他の予備費を含め、60日間を予定します。工事期間中の安全対策として、車両の出入口は、工事用の作成などにより、第三者の侵入がないよう気をつけて施工します。なお、必要に応じて警備員の配置もする予定です。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、隣接には農地がございません。周辺地域の説明は、許認可前ということもあり、許認可後、工事前に書面にて説明に伺う予定です。

6 施設の管理計画について。工事完了後には、出入口には、常に常にチェーンなどで進入

が出来ないよう対策いたします。見通しのよい場所ではありますが、適宜、カーブミラー等を設置していきます。万一、近隣からの要請など、将来的に安全確保が困難な場合には、出入口には、柵の設置も考えております。以上、工事の概要です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質問がありましたらご発言をお願いいたします。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）資料4ページ、4番、駐車場と資材置場の施設は、使用を廃止いたしますと書いてありますが、約工事2か月ですから、これ大体、何月ごろに廃止になるんですか。

○議長（古塩 貞夫君）参考人

○参考人（XXXXXXXXXX君）工事完了しましたら完了後、資材置場を使っていいという状況になりましたら、速やかに移動します。工事後、1か月の間には廃止となる予定でおります。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）搬入路の入り口ありますよね。そこにバス停がたしかあると思います。下りだから、朝晩ぐらいかもしれませんが、その辺の対応策というのは、どう考えていますか。かなりバス停で待つ人がいると思うんですが、相鉄だと思ったんですが、その辺はどう考えていますか。

○議長（古塩 貞夫君）参考人

○参考人（XXXXXXXXXX君）バス停が近くにあることからですね、工事搬入には一番の注意を払うべきと考えておりますので、歩道の切下げが起こる、工事が前ですと、敷地内に入ってしまうと、外に出ませんけども、切り下げ工事等はですね、警備員を配置し、朝の近くですね、工事車両、歩行者と、気をつけて最初の注意をもって施工して行きます。

○13番（新倉 賢一君）バス停を動かすわけにいかないでしょうから。相鉄さんとの調整は出来ているんでしょうか。

○議長（古塩 貞夫君）参考人

○参考人（XXXXXXXXXX君）バス会社等のほうの、連絡事項はまだです。

許認可の取得後ですね、工事期間も、何月から何日までっていうのを伝えてですね、工事をするようにはしていきます。

○議長（古塩 貞夫君）3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）今のバス停の話なんですけども、あそこ第2のバス停なんですけども、バス停のすぐそばなんですよ。あれもうちょっと、第3のバス停のほうに工事の出入口を移動するという事は出来ないんですか。

○議長（古塩 貞夫君）参考人

○参考人（[REDACTED]君）第3というのは奥のほうへですか。

○3番（笠間 保一君）海老名駅のほうから、綾瀬のほうに、出入口を少し移動することは、工事の出入口をバス停の邪魔にならないように。

○議長（古塩 貞夫君）参考人

○参考人（[REDACTED]君）今の出入口は、一番端というかですね、隣地の方との手前側に工事の車両出入口を設けておまして、逆に、もうちょっと先に行きますと、バス停に寄っちゃうんじゃないかということなんですけど、手前側からですと、隣の方の敷地に入ってしまうので。

○3番（笠間 保一君）バス停から離れるところに出入口が出来ないかっちゃうことです。第3の達成のほうに寄れば、第2のバス停のすぐそばでなくなるわけなんですけど。

○参考人（[REDACTED]君）これ以上はですね、他人の敷地に入ってしまうので、これ以上は移せないです。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）本件について、地元委員として発言いたします。6月16日、現地確認を行い、申請人に面会してまいりました。許可申請地は、譲渡人が耕作しておりました

が、自身も高齢になり、また、体調を崩したため、農業経営が難しくなったので転用して、土地活用を図りたいということでした。地元委員としては農地が減少することは、残念な思いですが、隣接農地がないこと、第2種農地に該当し、転用可能な農地であることから、転用はやむを得ないと思います。皆様の御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。12番 加藤委員。

○12番（加藤 栄三君）事務局に確認なんですけど、2ページ目にですね、資材置場■■■■。■■■■、市街化調整になってるんですけど、現在使ってるところ、農振じゃない、多分。いや、それはもう良いんですけども、もう廃止で出ていく。資材置場使わないって言うんでね、それはもうあんまり、どうのこうの言うつもりないんですけど、逆にさっき、完了報告1か月後、きれいになるとおっしゃってましたんで、その辺どうなんっていうのかな、確認を。事務局の方に、これうちの畑の隣の隣なんですよ。結構土砂が山積みになってるんでね。ちょっとその辺のところ、確認してほしいと、必ず廃止になるんですねと。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（小林主事）御質問ありました■■■■につきましたは、現在違反地です。

■■■■さんという方が所有者なんですが、違反地になっております。

そこから出ていくということで、そこは更地に戻すという計画を立てているそうなので、一旦ここをどいて、今の申請地に移転をするような形と思われまます。以上です。

○12番（加藤 栄三君）あと、■■■■は。

○事務局（小林主事）そちらも■■■■についても、市街化調整です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号8番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

○議長（古塩 貞夫君）次に、日程第2号、議案第29号、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号46番、47番、48番、49番、50番、51番の6件は申請人

であります賃借人及び使用借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「意義なし」の声あり)

それでは、一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号46番でございます。

申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積21,959平方メートル、申請地は[REDACTED]、地目 畑、地積955平方メートルでございます。利用権の種類は賃貸借権、利用権の設定期間は、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間です。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和5年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は所有する農地の5割を貸し付けており、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのごです。

続きまして、8ページ、9ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号47番でございます。

申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積21,959平方メートル、申請地は[REDACTED]、地目 畑、地積991平方メートルでございます。

利用権の種類、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては整理番号46番と同一でございます。利用権の設定期間は、令和5年8月1日から令和8年7月31日までの3年間です。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は所有する農地の5割を貸し付けており、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのごです。

続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号48番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積21,959平方メートル、申請地は[REDACTED]、地目 畑、地積747平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は、

令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間です。

利用目的、設定初年、につきましては整理番号47番と同一でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は所有する農地の6割を貸し付けており、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、12ページ、13ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号49番でございます。

申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積21,959平方メートル、申請地は[REDACTED]外1筆、地目畑、地積合計32平方メートルでございます。利用権の種類は貸貸借権、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては整理番号48番と同一でございます。場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。

貸貸人は所有する農地の5割を貸し付けており、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、14ページ、15ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号50番でございます。

申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積21,959平方メートル、申請地は[REDACTED]外1筆、地目畑、地積合計1,583平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては整理番号49番と同一でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照願います。

貸貸人は所有する農地の5割を貸し付けており、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号51番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積21,959平方メートル、申請地は[REDACTED]、地目畑、地積1,071平方メートルでございます。利用権の種類は、利用権の設定期間は、令和5年9月1日から令和8年8月31日までの3年間です。利用目的、都市計画区域等につきましては

は整理番号 50 番と同一でございます。設定初年は令和 2 年で、通算 2 回目でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は 120 日農業従事しておりますが、所有する農地の 4 割を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の賃借人及び使用借人の状況でございますが、年齢は ■ 才、耕作面積は 21,959 平方メートル、自作の畑 1,288 平方メートル、利用集積による畑 20,671 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 340 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法 附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表委員より報告を願います。9 番 鈴木委員

○9 番（鈴木 洋一君）議案第 29 号、整理番号 46 番、47 番 48 番 49 番、50 番、51 番を、一括で報告させていただきます。現地の状況は全て耕運状態で、農地として適正に管理されておりました。借人は、さらに経営規模の拡大を目指して、熱心に農業に取り組んでおられますので、第 3 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。以上でございます。皆様の御審議をお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 2 地区 内藤 推進委員

○第 2 地区（内藤 昭宏君）本日の農用地利用集積計画決定事案、全てにおいて、去る 6 月 22 日午前 9 時より、第 3 班の現地調査に同行させていただき、当該地の調査を行っております。以後、こちらの報告については割愛をさせていただきたいと思っております。

それでは、現地の 46 番から 51 番についてですが、現地の状況は、全ての耕作地において耕運状態でございます。借人は就農 ■■■■、新規で就農されて着実に規模を拡大し、現在は園芸協会に属し、また JA 下部組織であります ■■■■を務めるなど、大変熱心に農業経営に取り組んでおられる方でございます。

したがって、農地利用最適化推進といたしましては、こちらの農用地利用集積計画の決定は妥当であるというふうに考えております。皆様の御審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については1件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 46 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号 47 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号 48 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号 49 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号 50 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号 51 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 52 番についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 52 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 21,016.27 平方メートル、申請地は [REDACTED] 外 3 筆、地目畑、地積合計 1,287 平方メートルでございます。

利用権の種類は 使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 5 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、[REDACTED] が市街化調整区域 農用地、[REDACTED] が市街化調整区域農用地外でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業従事しておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 才、耕作面積は 21,016.27 平方メートル、自作の畑 813 平方メートル、利用集積による畑 20,203.27 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 300 日です。

以上により、農業経営基盤 強化促進法 附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表委員より報告願います。9 番 鈴木委員

○9 番（鈴木 洋一君）整理番号 52 番。現地の状況は、緑肥が生育中でありました。適正に管理されておりました。借人は、経営規模の拡大を目指して、熱心に取り組んでおられますので、第 3 班といたしましては今回の利用集積が問題ないと判断いたしました。以上でございます。皆様の御審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 2 地区 内藤 推進委員

○第 2 地区（内藤 昭宏君）整理番号 52 番について、意見を申し上げます。

現地の状況は、おそらくソルゴーだと思われませんが、ソルゴーが生育中でした。農地とし

て適正に維持管理されていることが確認されました。また、借人は園芸協会に属し、現在は、JA下部組織であります[REDACTED]などに属し、大変熱心に農業に取り組んでおられます。以上のことを考えまして、農地利用最適化推進員といたしましては、農用地利用集積計画の決定は妥当であるというふうに考えます。皆様の御審議よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号52番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号53番を議題といたします。事務局より説明願ひます。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号53番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積3,331.92平方メートル、申請地は[REDACTED]外8筆、地目田、現況畑、地積合計1,481.92平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成29年、3回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域農用地でございます。

場所につきましては、21ページの案内図をご参照願ひます。

使用貸人は300日農業従事しておりますが、所有する農地の2割弱を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]才、耕作面積は3,331.92平方メートル、自作の畑1,850平方メートル、利用集積による畑1481.92平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機等を保有しております。

農業従事者は、本人1名、従事日数は150日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法 附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表委員より報告願います。9番 鈴木委員

○9番（鈴木 洋一君）整理番号53番について現地の状況は、■■■■は落花生が作付けされておりました。■■■■におきましてはジャガイモの収穫後で、ございました。■■■■は、白菜の作付けの後でしたが、一部荒廃しておりましたが、農地として耕作が可能と判断いたしました。第3班といたしましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。以上でございます。皆様の御審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第2地区 内藤 推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）それでは整理番号53番につきまして、意見を申し上げます。まず、現地の状況ですが、先ほど第3班の代表の委員の方が述べられたとおり、■■■■につきましては、若干の荒廃が見られました。しかしながら■■■■につきましては、落花生が作付けされており、こちらについてはきれいに管理がされておりました。

また、昨年御本人の継続の意思も、おありになるということで事務局から伺っておりますので、こちらの案件につきましては、農用地利用集積計画の決定、また継続は妥当ではないかというふうに考えます。委員の皆さんの御審議のほどよろしくお願申し上げます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号53番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号54番を議

ということもあり、過去に問題等は一切ないということを確認しております。以上のことを考えまして、農用地利用集積計画決定、継続は妥当ではないかというふうに考えます。皆様の御審議のよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 54 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 55 番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 55 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 14,880 平方メートル、申請地は [REDACTED] 地目 畑、地積 879 平方メートルでございます。利用権の種類は 使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 23 年、5 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域 農用地外でございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は、300 日農業従事しておりますが、所有する農地の 1 割弱を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人（しゃくにん）の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 才、耕作面積は 14,880 平方メートル、利用集積による畑 綾瀬市 2,607 平方メートル、厚木市 1,332 平方メートル、藤沢市 10,941 平方メートル、合計 14,880 平方メートルで、管理する農地に 遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しております。農業従事者は、本人と妻の 2 名で、従事日数は 350 日です。

以上により、農業経営基盤 強化促進法 附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしてお

991 平方メートルでございます。利用権の種類は賃貸借権、利用権の設定期間は、令和5年9月1日から令和8年8月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和2年、2回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、27ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業従事しておらず、管理が困難なことから引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、耕作面積は16,685平方メートル、自作の畑2,375平方メートル、利用集積による畑9,428平方メートル、大和市で1,718平方メートル、熊本県八代市で3,164平方メートル、合計16,685平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は本人、従業員2名の計3名で、従事日数は300日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法 附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表委員より報告願います。9番 鈴木委員

○9番（鈴木 洋一君）整理番号56番についてご報告します。現地の状況は、ナスが作付けされておりまして、一部は作付け準備の耕運状態でした。農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第3班といたしましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。以上です。皆様の御審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第2地区 内藤推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）それでは整理番号56番について、意見を申し上げます。現地の状況ですがトンネル栽培にナスが作付けされておりまして、また一部、スペースがございまして、そちらについては耕運状態となっております。大変適正に農地として維持管理がなされている状況が見受けられました。以上のことから、農用地利用集積計画の決定、継続は妥当であるというふうに考えます。委員の皆さんの御審議のほどよろしく願ひ申し上げます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 56 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長(古塩 貞夫君) 次に、日程第 3 号、議案第 30 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 7 番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(森山総括副主幹) 総会議案書 28 ページ、29 ページをご覧ください。

議案第 30 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 7 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積 876 m²でございます。内容といたしましては、租税特別措置法 第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 2 年 6 月 27 日から令和 5 年 6 月 26 日まででございます。相続開始年月日は、平成 19 年 9 月 20 日で、5 回目の証明願いでございます。場所につきましては、29 ページの案内図を参照願います。申請人の年齢は■■歳、耕運機、トラクター等の農機具を保有しており、農業従事者は、本人、妻の 2 名、従事日数は 300 日です。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表委員より報告願います。10 番 栗原委員

○10 番(栗原 良晴君) 議案第 30 号整理番号 7 番、報告させていただきます。

現地は、トウモロコシ、トマト、キュウリ、ナス、カボチャ、ピーマン、その他多くの作物が、整然と作付けされておりました。農地として適正に、維持管理されていると認められましたので、第 3 班としては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題はないと判断いたしました。皆様の御審議よろしく願います。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。9 番 鈴木委員

○9 番(鈴木 洋一君) 本件につきまして、地元委員として発言いたします。私も現地確認を行い、申請人に面会してまいりました。現地は今、3 班の代表の方から報告がありましたとおり、夏野菜はたくさん 10 種類くらい、作付けされておりました。農地としてしっ

耕運されておりました。申請者は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に管理されていると認められましたので、第3班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。6番 多田委員

○6番（多田 平雄君）整理番号8番につきまして御報告申し上げます。■■■■さんから5月以降、連絡をいただきまして現地確認をしてみました。

農地利用に関しましては、先ほどの地区委員の方の御発言のように、カボチャ等作付けされておりました。早い時期だったんですが、まだ小さかったんですが、しっかり作付されておられて、意欲的に、農業生産に取り組んでおられるかと思われましたので、私は、農業経営を引き続き行っている旨の証明の発行に関しまして、何ら問題はないかと思っております。

以上です。皆様の御審議をよろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号8番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願出のとおり、証明することに決定されました。

次に、日程第4号、報告第5号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（浦山事務局長）日程第4号 報告第5号 専決処分等についてでございます。本件につきましては、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が1件及び、同法第5条第1項第7号の規定による届出が3件ございました。

綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

始めに、議案書の32ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号4番の1件でございます。転用の内容は店舗、地積は2,826平方メートルでござ

います。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

続きまして、33 ページの農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出、整理番号 8 番、9 番、10 番の 3 件でございます。

転用の内容は、整理番号 8 番、9 番、10 番につきましては住宅敷地で、地積合計 1,105.07 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に、議案書の 34、35 ページをご覧ください。

2 の「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」 整理番号 3 番、4 番でございます。

利用権の設定を受けた賃借人の申し出により、令和 5 年 5 月 23 日付けで貸貸人と合意解約がなされたことから、農業委員会に対し通知があったものでございます。

なお、都市計画区域等は、市街化調整区域、農用地外でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。 第 1 地区 高橋推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）事務局にお伺いしたいんですけど、34、35 ページの、解除の理由がありましたら、御説明ください。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（小林主事）賃借人の■■■■さんに関しては、従業員が一名減となり、人数が足りず、現状維持が困難となったことから、縮小したいということです。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 5 号、専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、第 36 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

10 時 50 分 閉 会

理由がありましたら、御説明ください。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（小林主事）賃借人の高島さんに関しては、従業員の方が一名減っちゃったという事で、自分のキャパの関係から、縮小したいということです。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これもちまして、報告第5号、専決処分等についてを終わります。

以上もちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これもちまして、第36回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。


10時50分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

比留川 スミ江 

綾瀬市農業委員会委員

立 岡 保 